

## NPO法人ささえる 実行団体利益相反内規 休眠預金事業の実行団体になるにあたって

NPO法人ささえるの役員は、原則として以下の事項を行ってはならず、やむを得ず行う場合は、事前に理事会に申告するものとする。

(1) 資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体等(以下「資金分配団体等」という。)の役員又はこれに準ずるものに就くこと。

ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) 資金分配団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員(以下「資金分配団体等役職員」という。)から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。)を受けること。ただし、資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(3) 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

(4) 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

(5) 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から供応接待を受けること。

(6) 資金分配団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。

(7) 資金分配団体等役職員と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

(8) 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。

以上

付 則

この内規は令和3年9月15日から施行する。